

固定資産税(償却資産)申告の手引き



平素は、本市税務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により、「毎年1月1日現在所有している償却資産を、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。」とされています。

つきましては、この手引きを御覧いただき、申告期限までに申告書を御提出くださいますようお願いいたします。

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

固定資産税の課税客体となる「償却資産」とは、会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、土地および家屋以外の事業の用に供することができる構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の固定資産をいいます。ただし、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産および自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除きます。

「事業の用に供することができる」とは、現に事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められる状態を言います。

2 申告の対象となる資産

1月1日現在において、減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入される資産(地方税法第 341 条第4号)

なお、次のような資産も申告対象となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産(1月1日現在、その全部または一部を事業の用に供している資産)
- ③ 簿外資産
- ④ 遊休または未稼働の資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 改良費(資本的支出)
- ⑥ 資産の所有者が他の者に貸し付けている資産(リース資産)
- ⑦ 福利厚生のに供するもの
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却、特別償却、割賦償却している資産
(例)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入特例

3 償却資産の種類と具体例

資産の種類	対象となる償却資産の例示
構築物	門、塀、フェンス、緑化施設(芝生、花壇、樹木、屋外散水設備等)、舗装路面、広告塔、土木設備、ビニールハウス、屋外給排水設備等の外構工事 など
建物附属設備	空調設備、ボイラー設備、発電機、厨房設備、給排水、ガス設備、屋外の照明設備、昇降機設備、消火・災害報知器等 など
機械及び装置	太陽光発電設備(下記参照)、加工機械、製造機械、工作機械、冷凍・冷蔵業用設備、紡績設備、木工機械、土木建設機械、クリーニング設備、道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0」、「00～09 および 000～099」)、その他各種業務用機械および装置 など
船舶	漁船、ボート、ヨット など
航空機	グライダー、ヘリコプター など
車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9」、「90～99 および 900～999」 など
工具・器具及び備品	事務机、いす、パソコン等OA機器、キャビネット、ルームエアコン、応接セット、電話、じゅうたん、看板、金庫、室内装飾品、通信設備、時計、自動販売機 など

■ 太陽光発電設備を設置した場合について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、設置者、発電規模等により課税の対象となる場合があります。次の表を参考に、課税対象となる場合は、償却資産の申告が必要です。



設置者	10 キロワット以上	10 キロワット未満
個人(住宅用)	売電する場合は事業用資産となるため、 <u>課税対象</u> となります。	事業用資産とはならないため、 <u>課税対象外</u> です。
法人、 個人(事業用)	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電に関わらず、 <u>課税対象</u> となります。 ※売電しない場合でも申告が必要です。	

※ 太陽光パネルについて、家屋に一体の建材(屋根材など)として設置されているものは、課税対象外です。

■ 農業経営している場合も償却資産の申告が必要です。

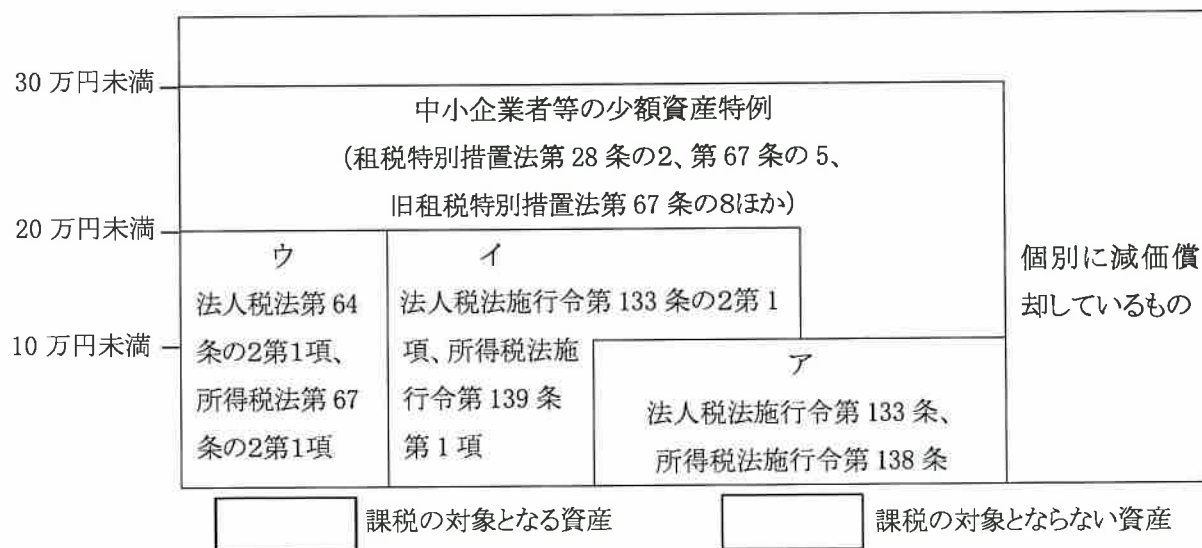


農業に関する償却資産には、次のようなものが該当します。

該 当 例
田植機、稲刈機、耕運機、管理機、ハロー、ツインモア、プラウ、コンバイン、ビニールハウス、乾燥機、トラクター(自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く。)、動力噴霧器、高圧洗浄機 など

4 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの
- ② 無形減価償却資産(特許権、ソフトウェア、商標権、鉱業権 など)
- ③ 繰延資産(開業費、開発費、創立費 など)
- ④ 少額資産で次のもの
 - ア 耐用年数が1年未満また取得価格が 10 万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの
 - イ 取得価格が 20 万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
 - ウ リース資産で、取得価格が 20 万円未満のもの



5 割賦販売およびリース取引の納税義務者

	割賦販売		ファイナンス・リース		オペレーティング・リース	
	通常	所有権留保付	所有権移転外リース	所有権移転リース	レンタルの場合	
物件の所有者	買主	売主と買主の共有物	リース会社	リース会社と借主の共有物	リース会社	レンタル会社
固定資産税の納税義務者	買主	原則買主	リース会社	借主	リース会社	レンタル会社

6 償却資産と家屋の区分

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める建築設備については、原則として「家屋」として取り扱いますが、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるものは、「償却資産」として取り扱います。次の表は、主な設備等の例示です。

設備の種類	償却資産とするもの(申告が必要)	家屋とするもの(申告不要)
発電設備	自家用発電設備、受変電設備	
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト	屋内照明設備、分電盤、配線
電話・監視カメラ設備	電話機、交換機等の機器、受像機、カメラ	配線、配管
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
避雷・換気・衛生設備		設備一式
ガス・給排水設備	特定の生産または業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン(取り外し可のもの)	家屋と一体となっている設備
厨房・洗濯設備	顧客の求めに応じる(飲食店、旅館、百貨店等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	ベルトコンベアー、垂直搬送機	エレベーター、小荷物専用昇降機
その他設備	カーテン、ごみ処理設備、駐輪設備	自動ドア、シャッター、カウンター

(注)家屋の所有者以外の方(店舗のテナント等)がその事業の用に供するために取り付けた家屋の附帯設備については、償却資産として取り扱います。当該設備は、取り付けた店舗のテナント等の方が償却資産として御申告ください。

7 固定資産税と国税の取扱いの相違点

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日1月1日	事業年度
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率	定率法または定額法
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません(本来の取得価格で申告が必要)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価格の5%	備忘価格(1円)
改良費(資本的支出)	区分評価(本体資産と分けて申告が必要)	原則区分評価(一部合算評価)

II 償却資産の評価と課税の仕組み

1 税額の計算方法

- ① 償却資産の評価は、1品ごとの取得年月日、取得価格および耐用年数により、賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

◀ 前年中に取得した資産 ▶

$$\text{取得価格} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right) = \text{評価額}$$

◀ 前年前に取得した資産 ▶

$$\text{前年度評価額} \times \left(1 - \text{減価率} \right) = \text{評価額}$$

減価残存率

※ 評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

- ② 各資産の評価額の合計(決定価格)が課税標準額(千円未満切り捨て)となります。

※ 課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

※ 課税標準額が免税点(150万円)未満の場合は課税されません(免税点未満でも申告は必要です。)

- ③ 課税標準額 × 税率(1.4%) = 固定資産税額(百円未満切り捨て)

■ 税額の計算例(概算)

次の3つの資産を所有している場合の令和5年度固定資産税額を算出します。なお、課税標準の特例が適用される資産はないものとして算出しています。

資産1) 太陽光発電設備…令和2年11月取得、取得価格7,500,000円、耐用年数17年

資産2) 給排水工事…令和3年3月取得、取得価格985,000円、耐用年数15年

資産3) パソコン…令和4年5月取得、取得価格250,000円、耐用年数4年

① 資産1 $7,500,000 \text{円} \times 0.936 \times 0.873 \times 0.873 = \underline{5,350,145 \text{円}}$

資産2 $985,000 \text{円} \times 0.929 \times 0.858 = \underline{785,125 \text{円}}$ (令和5年度評価額)

資産3 $250,000 \text{円} \times 0.781 = \underline{195,250 \text{円}}$

② 資産1 5,350,145円 + 資産2 785,125円 + 資産3 195,250円 = $\underline{6,330,000 \text{円}}$ (千円未満切り捨て)

(令和5年度課税評価額)

③ $6,330,000 \text{円} \times 1.4\% = \underline{88,600 \text{円}}$ (百円未満切り捨て)

(令和5年度固定資産税額)

2 固定資産評価基準に定める減価率

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
				16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	50	0.045	0.977	0.955
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	53	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	55	0.041	0.979	0.959

3 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の3および同法附則第 15 条等に規定される資産を新たに取得した場合で、一定の要件に該当するものについては課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

特例適用の資産を申告する際は、申告書に特例に該当することを証する書類を添付して申告してください。

(例) 先端設備等導入計画に基づいて取得した設備、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付を受けた太陽光発電設備など

4 非課税について

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する資産については、固定資産税は課税されません。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税の非課税規定適用申告書」および非課税に該当することを証する書類を添付して申告してください。なお、使用用途の異動等により非課税要件に該当しなくなった場合は、「固定資産税の非課税理由消滅申告書」により申告してください(申告書については、市税務課まで御連絡ください。)

(例) 国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合および財産区が公用または公共の用に供するもの

5 減免について

償却資産が災害により被害を受けた場合など、米原市税条例第 71 条で定める要件に該当する場合は、固定資産税の減免を受けることができます。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」(市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。)を提出してください。

※ 手続きにつきましては、事前に市税務課までお問合せください。

6 申告漏れや不申告等について

資産の申告漏れや申告内容の修正による賦課決定については、その資産の取得年の翌年度まで(地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年まで)遡及し、課税することとなります。

また、正当な理由がなく申告されなかった場合や、虚偽の申告をされた場合についても同様に、過年度(地方税法第 17 条の 5 第 7 項に該当する場合は 7 年まで)に遡って課税することになるほか、地方税法第 385 条または同法第 386 条の規定により罰金や過料が科されることがあります。

7 実地調査等の御協力をお願い

申告された償却資産の内容を確認するために、地方税法第 353 条および同法第 408 条の規定に基づき、市役所税務課職員が、お問合せや資料提供のお願い、実地調査にお伺いさせていただき、質問、帳簿書類、現物確認等をさせていただくことがあります。御理解と御協力をお願いします。



Ⅲ 償却資産の申告の仕方

1 申告書の提出方法

■ 提出先・お問い合わせ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
 米原市役所 市民部税務課
 TEL 0749-53-5115 / FAX 0749-53-5118
 E-mail zeimu@city.maibara.lg.jp

※ 郵送により申告書を提出される方で、申告書の控えが必要な方は、欄外に「控え用」と記載した複写の申告書と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

■ 提出期限

毎年1月31日(週休日の場合は翌日)

※ 令和6年度償却資産申告書(令和6年1月1日現在所有されている資産の申告)の提出期限は、令和6年1月31日(水)です。

■ 提出物

(1) 初めて申告される方

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書	その他・留意事項
		増加資産 ・全資産用	
申告資産がある	○	○	1月1日現在の全ての資産を記入してください。
申告資産がない	○		18 備考欄に「資産なし」と記入してください。

(2) 前年度に申告された方

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		その他・留意事項
		増加資産 ・全資産用	減少用	
資産に増減がある	○	○	○	増加資産は「増加資産・全資産用」に、減少資産は「減少用」に記載してください。 市からの申告案内通知に同封している種類別明細書により申告される場合は、P13の書き方を御覧ください。
資産に増減がない	○			18 備考欄に「資産の増減なし」と記入してください。

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		その他・留意事項
		増加資産 ・全資産用	減少用	
閉鎖、資産を市 外移転等により 申告対象でなく なった	○			18 備考欄に「廃業、解散、市外転出、売却等」の理由と事由発生日を記入してください。
所有者死亡によ る相続があった	○	△	△	▷申告書の所有者氏名欄に相続人の氏名を記載し、18 備考欄に被相続人の氏名と相続した日を記入してください。 ▷資産に増減があった場合は、種類別明細書も併せて提出してください。

- ※ 償却資産申告書に押印の必要はありません。
- ※ 償却資産申告書、種類別明細書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ※ 課税標準の特例適用資産がある場合は、種類別明細書の対象資産の備考欄にその旨を記載し、特例に該当することを証する書類を添付して申告してください。

2 電子申告(eLTAX)について

申告書の提出は、インターネットを利用した電子申告サービス(eLTAX)を御利用いただけます。

—なお、eLTAX では、償却資産の申告のほかに、法人市民税、個人住民税の給与支払報告書などの提出もできます。詳しくは、eLTAX ホームページを御覧ください。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

償却資産に関する特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02617>

3 申告書の書き方

償却資産申告書の書き方 …P10

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方 …P11

種類別明細書(減少用)の書き方 …P12

市からの申告案内通知に同封している資産が印字された種類別明細書により申告する場合の書き方 …P13

償却資産申告書の書き方

令和6年度
令和6年1月31日
提出する年月日を記入ください。

米原市長様
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード

米原市内において事業を開始した年月日を記入ください。

受付 (印字) 1.住所 〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地	3 個人番号又は法人番号 007890123	8 償却適用年数の承認 有・無
所 (又は納税通知書送達先)	4 事業種目 (資本金等の額) 建設業	9 増加償却の届出 有・無
有 (印字) 2.氏名 カシワバインテック株式会社 米原市 代表取締役社長 米原太郎 (電話: 0719-53-5115)	5 事業開始年月 令和3年8月	10 非課税該当資産 有・無
者 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	6 事業開始年月 令和3年8月	11 課税標準の算定割合 有・無
	7 税理士等の氏名 税理士 花巻 茂子 (電話: 0719-53-5118)	12 特別償却又は圧縮記録 有・無
		13 償却方法 定率法・定額法 有・無
		14 青色申告 有・無

資産の書種	取得		減価		償却		評価		課税標準額	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
1 構築物	300	000	2	980	000	3	280	000		
2 機械及び装置	16	503	000	1	500	000	60	883	000	
3 船舶										
4 航空機										
5 車両及び運搬具	3	308	000				3	308	000	
6 工具、器具及び備品	50	111	000	1	500	000	67	471	000	
7 合計				18	860	000		67	471	000

資産の書種	今回申告する種類別明細書(減少用)の取得価格を転記してください。		今回申告する種類別明細書(増加資産)の取得価格を転記してください。	
	千円	円	千円	円
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

15 市(区)町村内
米原市(区)町村内
16 借主の名称等
米原市長岡1206番地
米原重リース(株)
17 事業所出稼場の所有区分
自己所有・借家
18 備考(添付資料書類等)

米原市内に2か所以上の事業所等資産の所在地があれば、記入してください。

リース資産があれば所有者の住所、氏名を記入してください。

貸主の名称等
米原市長岡1206番地
米原重リース(株)

自己所有・借家

18 備考(添付資料書類等)

△資産に増減がない場合、「資産の増減なし」と記入
△廃業、解散、市外転出、売却等により申告対象でなくなった場合、理由と事由発生日を記入
△資産の相続があった場合、被相続人と相続日を記入(相続人は、所有者欄に記入)
△その他、この申告に関する連絡事項があれば記入してください。

電算処理による申告以外は、記入不要です。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

※この用紙は、資産の新規取得または計上漏れがある場合に使用してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度		※ 所有者コード		※ 所有者名		1枚の用紙						
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)	課税標準の特例 率コード	課税標準額	事由	摘要
1		路面舗装工事	1	R 3 7	2,290,000	25		100,000		100,000	1	
2		油圧ジャッキ	2	R 3 5	1,110,000	6					1	生産性向上
3		ラジアルボール盤	1	R 4 6	13,618,000	6					2	
4											3	
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21		小計	1		17,378,000							

事由番号
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受け入れ

取得年月の年号は
S (昭和)
H (平成)
R (令和)
の略号で記入ください。

具体的な資産の名称を記入ください。

- 資産の種類番号
- 1 構築物
 - 2 機械及び装置
 - 3 船舶
 - 4 航空機
 - 5 車両及び運搬具
 - 6 工具、器具及び備品

◎特例または非課税に該当する資産を取得された場合は、摘要の欄に該当条項を記入し、関係書類を添付ください。
○関係書類
・ 地方税法第349条の3および同法附則第15条に規定する一要件を備えた償却資産を取得された場合 …… 仕様書、製品カタログなど資産を証明する書類
・ 中小事業者等の先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等の場合 …… 先端設備導入計画の写し、認定書の写し、工業会証明書の写し

電算処理による申告以外は、記入不要です。

種類別明細書 (減少用) の書き方

※この用紙は、売却、滅失、市外への移動等による減少資産がある場合に使用してください。

令和6年度		種類別明細書 (減少用)												
※ 所有者コード		※												
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	(イ) 耐用年数	(ロ) 減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	事由	摘要
				年号	年月					特	コード			
01	2	ブルドーザー	1	H	26	5	1,800,000	15					1	1枚のうち
02	6	ルームエアコン	2	H	29	6	800,000	6					2	
03														
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
												小計	3	5,600,000

取得年月の年号は
S (昭和)
H (平成)
R (令和)
の略号で記入ください。

資産の種類番号
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

記入不要です。

資産が印字された種類別明細書で申告する場合の書き方

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

変更前		※ 所有権コード		※		所有者名		枚数		取得年月		(イ) 取得価額		(ロ) 減価残存率		(ハ) 価額		課税標準の特例		課税標準額		事由		摘要	
資産の種類	資産コード	資産の種類	資産コード	資産の種類	資産コード	年	月	年	月	年	月	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
01	2 10	コンフレッサー		1	H	4	3	1	H	4	3	250	000												
02	2 20	受電設備		1	S	6	11	1	S	6	11	1,350	000												
03	2 30	ドリル研削盤		1	H	3	10	1	H	3	10	2,500	000												
04	2 40	自動溶接機		1	R	3	5	1	R	3	5	115	000												
05	2 50	研磨機		2	R	3	5	2	R	3	5	300	000												

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

変更後		※ 所有権コード		※		所有者名		枚数		取得年月		(イ) 取得価額		(ロ) 減価残存率		(ハ) 価額		課税標準の特例		課税標準額		事由		摘要	
資産の種類	資産コード	資産の種類	資産コード	資産の種類	資産コード	年	月	年	月	年	月	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
01	2 10	コンフレッサー		1	H	1	3	1	H	1	3	250	000												
02	2 20	受電設備		1	S	6	11	1	S	6	11	1,350	000												
03	2 30	ドリル研削盤		1	H	3	10	1	H	3	10	2,500	000												
04	2 40	自動溶接機		1	R	3	5	1	R	3	5	115	000												
05	2 50	研磨機		1	R	3	5	1	R	3	5	150	000												

【減少した資産がある場合】
減少した資産を赤のボールペン等で抹消してください。
このとき、事由の欄に事由番号を記入してください。

【内容に変更がある場合】
資産の内容の一部に変更がある場合、赤のボールペン等で抹消の上、新しい内容と事由の欄に事由番号を記入してください。

【増加資産がある場合】
余白部分に追加記載するが別紙白地 (何も記入のない明細書) に記載ください。

【減少の事由番号】
1 売却 (前年中に資産の全部または一部を売却した場合)
2 滅失 (前年中に資産の全部または一部を滅失した場合)
3 移動 (前年中に資産の全部または一部を移動した場合)
4 その他 (同封の前年度の資産明細書の内容で種類・名称・数量・取得年月・耐用年数に変更または誤りがある場合)
※ 前年中は、前年の1月2日から本年の1月1日を指します。

事由の注意
同封の前年度の資産明細書の取得価格に誤りがあり、正しい取得価格が修正前を下回る場合は事由番号を「2」とし、上回る場合は事由番号を「4」とし、補完欄に「増加」と記入してください。

記入不要です。